

食品表示の適正化に向けての措置を求める意見書

食品の偽装問題が相次ぎ、国民の食品表示に対する信頼が大きく低下する中、本県でも、県を代表するブランド産品である鳴門わかめにおいて、中国産・韓国産のわかめを混入し、鳴門わかめと称して販売した事実が発覚した。

また、今般、「中国産うなぎ」の産地偽装が、本県にも営業所のある広域事業者において発生し、大きく消費者の信頼を損なう事態となった。

今後、このような悪質な偽装表示の発生を抑止するとともに、消費者の食品表示に対する不信感を払拭し、早期に信頼を回復するためには、一日でも早い違反事業者の公表等の措置が必要である。

このため、悪質な業者に対する罰則を強化するとともに、県においても、速やかな公表や改善命令の措置ができるよう、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）」の関係法令等を改正することが必要である。

さらに、本年4月1日、業者間取引を表示義務の対象とするための加工食品品質表示基準等の一部改正が施行されたが、加工食品については、原材料の品種や原料原産地など表示の正当性を確認することが困難であり、国において研究を進め、食品表示の科学的な検証技術を確立することが必要である。

よって、次の措置が講じられるよう強く要望する。

- 1 県は違反者に対し、指示までしか行えない現行制度を改正し、県域業者に対する措置命令の権限を県知事に移譲し、食品表示の立入検査や是正指示・命令の権限を県に一元化すること。
- 2 違反事実の公表は、国の定めた指示及び公表の指針に基づき、指示をした場合に通常行っているが、消費者保護の観点から、不適正表示の早期是正や悪質事案の抑制を図るため、違反事実をより早く公表できるよう、指針よりも、より強い公表実施根拠を整備するなどの措置を講じること。
- 3 表示義務を有する者に対し、JAS法等法令遵守の意思を確認するため、誓約書などの徴求が必要に応じてできるよう措置すること。
- 4 原料原産地表示が義務づけられた加工食品について、科学的に原料原産地を判別できるよう研究を進め、実用化している判別手法については、都道府県の調査に活用できるよう支援すること。
- 5 悪質な表示偽装に対して、JAS法で厳正な対応がとれるよう、「直罰制度」も視野に入れ、罰則を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年7月10日

徳島県議会議長 福 山 守